

## 2026年度安芸高田市副業型地域活性化起業人（広報業務）募集実施要領

2026年3月24日

近年、情報発信の手法は多様化し、とりわけ動画コンテンツの活用が広がっています。動画を活用した情報発信は、自治体においても地域の魅力や価値を直感的かつ効果的に伝える重要な手段となっています。

本市ではYouTubeやInstagram等を通じて動画による情報発信に取り組んでいますが、さらなる発信力の向上に向けては戦略的視点に立ったコンテンツの制作体制の強化が課題となっています。

このため、動画編集およびデジタルコンテンツ制作に専門的知見を有する人材を受け入れ、職員と協働しながら持続的かつ効果的な情報発信力の強化に取り組み、地域の魅力や価値の向上につなげていくため副業型地域活性化起業人を募集します。

### 1 募集区分、予定人数

募集区分	予定人数
副業型地域活性化起業人	1名

※2026年6月からの契約となります。

※適任者がいない場合は、契約を見合わせる場合があります。

### 2 業務場所

業務は原則リモートワークにより実施していただきます。

※ただし月に1日以上は安芸高田市役所（広島県安芸高田市吉田町吉田791）において業務を行うものとします。

※本市へ来訪する際、空港または駅からの公共交通機関の利便性が十分ではないため、レンタカー等を利用しご自身で運転して移動していただきます。また取材活動等の業務に伴う移動も同様の移動手段となります。

### 3 主な業務内容（予定）

#### (1) 広報専門員（動画コンテンツの企画・編集支援）

- ① YouTube・Instagramを活用した動画広報に関する専門的助言および実務支援
- ② YouTubeチャンネル・Instagramアカウントへの投稿コンテンツの企画立案、構成作成並びに編集支援
- ③ 職員の動画制作スキルの向上支援
- ④ 地域の魅力向上および関係人口の創出につながる動画コンテンツの提案

#### 4 応募資格

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する方（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する方を含む。）。ただし、現に受入自治体の区域に勤務する方を除く。
- (2) 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する方（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する方を含む。）であること。
- (3) 6か月以上3年以内の期間、継続して受入自治体の業務に従事できる方
- (4) 地域活性化起業人として他の自治体において任用中でない方
- (5) 勤務する企業等から副業型地域活性化起業人になる旨及び副業形態等の承諾を得られる方
- (6) 積極性・協調性を有し、市民、職員等と協力しながら事業に取り組める方
- (7) 安芸高田市を良くしていきたいと思える方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (9) 国、地方公共団体その他公的機関又は民間企業において、募集分野での実務経験（個人事業主としての経験を含む。）が通算5年以上ある方
- (10) 以下にかかる経験や知見等を有していることが望ましい。
  - ・ 官公庁及び地方自治体との業務経験

#### 5 申込受付期間

電子申請によるインターネット申込みのみ受け付けます。

申込みが困難な場合は、最終ページの問合せ先に連絡してください。

申込受付期間
2026年4月1日（水）8時30分～4月22日（水）17時00分

#### 6 申込方法

申込方法は、インターネット（広島県・市町共同利用型電子申請サービス）申込みとなります。

申込フォームから申込者の情報を入力するとともに、以下のデータをフォームに添付の上、2026年4月22日（水）17時00分までに送信してください。申込完了後、入力いただいたメールアドレス宛に申込完了のメール（自動返信）が届きます。

<添付データ>

- 顔写真(.jpg等の画像ファイル形式もしくはPDF形式/300dpi以上/ファイルサイズ2MB以下/正面・脱帽・上半身が映っているもので、申込6か月以内に撮影したもの)

- 申込書(HPに掲載している既定様式を、PDF形式に変換して添付)
- 承諾書(HPに掲載している既定様式を、PDF形式に変換して添付※任意様式可)
- 事前課題(「8事前課題」を参照の上、PDF形式に変換して添付※様式任意)

<申込フォーム利用上の注意>

- 広島県・市町共同利用型電子申請サービスは、申請時に利用者登録を行うことができますが、利用者登録は不要です。
- 書類に不備があった場合は、電話等での確認と併せて、システム上で書類の差し戻しを行う場合があります。
- 申込受付期間中は、24時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守・点検等を行う時間帯がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく受付の停止・休止・中断又は制限を行うことがありますので、予め御了承ください。

<申込フォーム>

[https://apply.e-tumo.jp/city-akitakata-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=28725](https://apply.e-tumo.jp/city-akitakata-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28725)



## 7 選考内容

選考は、第1次選考及び第2次選考とし、第2次選考は第1次選考の合格者を対象に行います。

区分	選考内容
第1次選考	書類審査
第2次選考	主に人物や職務への適性等についての個別面接

※第1次選考の結果は、2026年4月28日（火）までに、合否にかかわらず、応募者全員に申込時に入力いただいたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

※第2次選考の日時及び会場等の詳細は、第1次選考合格者に通知します。

※第2次選考は、安芸高田市役所で実施する予定です。なおオンラインでの実施も可能です。

## 8 事前課題

次の事前課題を作成した上で、申込時にその他必要書類と併せて提出してください。

<事前課題>あなたの経験と考えに基づいて、次の3点について述べてください。

- 1 ご自身の経歴、アピールポイントについて
- 2 安芸高田市のYouTubeチャンネル・Instagramアカウントにおける課題について
- 3 2の課題の解決に向けてご自身が取り組みたい内容について

#### 【参考資料】

- 安芸高田市公式YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCWTP3yoBdAuP3ECOsbxOQIg>

- 安芸高田市公式Instagram

[https://www.instagram.com/akitakata\\_city/](https://www.instagram.com/akitakata_city/)

#### 【注意事項】

- 様式は自由です。HP上に掲載している様式を使用していただくこともできます。
- 提出の際は必ずPDF形式に変換し、申込フォームに添付する形で提出してください。
- 字数の制限はありませんが、A4、横書き、日本語で2ページ以内とします。  
構成は見開きの形でもかまいません。
- 補足資料として、図表等を添付いただいてもかまいませんが、2ページの中に納める形にしてください。
- 提出する事前課題シートの冒頭には、申込者の勤務先・氏名を記載してください。

#### 9 契約予定日

この選考の合格者は、2026年6月1日付で契約する予定です。

#### 10 契約期間

契約日～2027年3月31日 ※契約満了後に再契約する場合あり

#### 11 業務委託料

- (1) 個人と業務委託契約を締結し報償費相当額として月額80,000円を支払います。
- (2) 滞在するために要した交通費等については、安芸高田市職員の旅費に関する条例等に基づき算定した旅費相当額（上限月83,000円）を支払います。
- (3) 所得税の源泉徴収義務は安芸高田市が負います。

#### 12 その他の条件

- (1) 業務の時間は、月4日以上かつ20時間以上です。  
そのうち、月1日以上は安芸高田市役所での業務となります。
- (2) 本職務を遂行できる範囲での兼業は可能です。
- (3) 業務に関して行った発明、考案、改良、著作等に関する特許権、実用新案権、著作権その他一切の知的財産権は、安芸高田市に帰属します。

#### 13 質問の受付及び回答

本募集に関して質問がある場合は、質問書により、電子メールで提出することとし、電話及び直接来庁による質問には応じません。質問書を送付したときは、送信した旨

を必ず電話連絡してください。電話を受け付ける時間は開庁日の8時30分から17時15分までとします。なお、審査（評価）に関する質問は一切受け付けません。

(1) 受付期間 2026年4月1日（水）から2026年4月15日（水）

(2) 提出先

安芸高田市総務部秘書広報課

メールアドレス：his yokouhou@city.akitakata.jp

電話番号：0826-42-5627

(3) 回答方法及び回答日

業務実施上必要と認められるものについてのみ、回答します。

提出された質問に対する回答は、2026年4月17日（金）までに安芸高田市ホームページで公開します。（質問提出者の名称は公表しません。）

#### 14 その他の留意事項

(1) 最終合格後に申込時の入力情報や提出資料等の内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 提出された書類等は返却しません。

(3) 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

#### 15 問合せ先

安芸高田市総務部秘書広報課

メールアドレス：his yokouhou@city.akitakata.jp

電話番号：0826-42-5627